

さいたま市監査委員告示第56号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和3年9月3日付けさいたま市監査委員告示第65号で公表した定期監査及び行政監査の結果に基づき、さいたま市長から措置を講じた旨の報告があったので、別添のとおり告示する。

令和4年3月29日

さいたま市監査委員	大内美幸
同	工藤道弘
同	傳田ひろみ
同	神坂達成

指摘事項等措置報告書

都市局

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>1 収入事務</p> <p>(1) 行政財産の目的外使用許可（公衆用無線LAN設備の設置場所等）に係る行政財産使用料において、使用料の算定を誤っていたので、さいたま市行政財産の使用料に関する条例第2条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。【都市公園課】</p> <p>(2) 公有財産の貸付（大崎むつみの里職員用駐車場）に係る財産貸付収入において、収入すべき款を誤っていたので、適正な事務処理を行うべきである。【都市公園課】</p> <p>(3) 前年度収入未済繰越分において、歳入調定の起票が遅れていたため、地方自治法施行令第154条第1項に基づき、繰越し後は速やかに調定するよう適正な事務処理を行うべきである。 ア 行政財産使用料 イ 施設光熱水費等負担金 【都市公園課】</p> <p>(4) 行政財産の目的外使用許可（地下管路）に係る行政財産使用料において、使用料の算定を誤っていたので、さいたま市行政財産の使用料に関する条例第2条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。 【浦和東部まちづくり事務所】</p> <p>(5) 公有財産の貸付（ブース等）に係る財産貸付収入において、貸付料の算定を誤っていたので、適正な事務</p>	<p>1 収入事務</p> <p>(1) 過納の使用料につきましては、還付金にて支払いを行いました。今後は、さいたま市行政財産の使用料に関する条例第2条に基づき、適正な事務処理を行ってまいります。 【都市公園課】</p> <p>(2) 令和3年度から当該財産貸付収入は第20款財産収入で収入するよう是正しており、今後も適正な事務処理を行ってまいります。 【都市公園課】</p> <p>(3) 課内会議において、所属長が職員を集め、法令順守の徹底を指示するとともに、繰越し後は速やかに調定するよう事務処理を見直しました。今後は適正な事務処理を行ってまいります。 【都市公園課】</p> <p>(4) 使用料の算定額を訂正し、本来徴収すべき金額との差額を追徴しました。【浦和東部まちづくり事務所】</p> <p>(5) 貸付料の算定額を訂正し、相手方に了承をいただいたうえで、本来負担すべき金額との差額を請求しまし</p>

処理を行うべきである。

【都心整備課】

- (6) 現金取扱事務において、借用しているつり銭資金以上に現金が保管されていたので、適正な事務処理を行うべきである。

【北部都市・公園管理事務所管理課】

- (7) 取り扱った収納金（コピー代等）において、指定金融機関等への払い込みが遅れていたため、さいたま市会計規則第27条第1項に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

【北部都市・公園管理事務所管理課】

- (8) 公園施設設置許可（自動販売機）に係る公園使用料において、使用料の算定を誤っていたため、さいたま市都市公園条例第20条第4項に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

【北部都市・公園管理事務所管理課】

- (9) 都市公園占用許可（工事用施設）に係る公園占用料において、占用料の算定を誤っていたため、さいたま市都市公園条例第20条第4項に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

【北部都市・公園管理事務所管理課】

- (10) 都市公園占用許可（工事用施設）に係る公園占用料において、占用料の算定を誤っていたため、さいたま市都市公園条例第20条第3項に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

た。あわせて、貸付料算定時の確認を徹底するよう職員に指示しました。

【都心整備課】

- (6) 借用しているつり銭資金以上に現金が保管されていたことについては、さいたま市会計規則第123条に則って報告をし、現金取扱事務については、6月分からさいたま市会計規則第27条第1項に則り、適正に事務処理を行っております。

【北部都市・公園管理事務所管理課】

- (7) 取り扱った収納金（コピー代等）において、指定金融機関等への払い込みについては、さいたま市会計規則第27条第1項に則り、6月分から適正に事務処理を行っております。

【北部都市・公園管理事務所管理課】

- (8) 公園施設設置許可（自動販売機）に係る公園使用料の算定額を訂正し、本来負担すべき金額との差額を追徴しました。

【北部都市・公園管理事務所管理課】

- (9) 都市公園占用許可（工事用施設）に係る公園占用料の算定額を訂正し、本来負担すべき金額との差額を追徴しました。

【北部都市・公園管理事務所管理課】

- (10) 都市公園占用許可（工事用施設）に係る公園占用料の算定額を訂正し、本来負担すべき金額との差額を追徴しました。

【南部都市・公園管理事務所管理課】

【南部都市・公園管理事務所管理課】

2 支出事務

- (1) 資金前渡（日本放送協会放送受信料）において、処理が遅れ、前年度の未精算金から口座振替されていたので、地方自治法施行令第143条第1項第3号に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

【東浦和まちづくり事務所】

- (2) 会計年度任用職員の任用において、有給休暇日数を誤って少なく付与していたので、さいたま市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇に関する規則第9条第2項に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

【与野まちづくり事務所】

【岩槻まちづくり事務所】

- (3) 資金前渡（電話料金）において、令和元年度分の精算額に誤りがあったので、地方自治法施行令第143条第1項第3号に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

【浦和駅周辺まちづくり事務所】

3 財産管理事務

公有財産の貸付契約（自転車駐車場用地）において、貸付総額に応じた専決権者とすべきところを課長専決としていたので、さいたま市事務専決規程第3条に基づき、適正な事

2 支出事務

- (1) 資金前渡（日本放送協会放送受信料）において、今後は口座振替前の年度当初に資金前渡処理を行うことで、地方自治法施行令第143条第1項第3号に基づく会計年度所属区分に従った適正な事務処理を行ってまいります。

【東浦和まちづくり事務所】

- (2) 所内会議において、所属長が職員を集め、法令順守と再発防止の徹底を指示しました。今後、会計年度任用職員の任用の際は、さいたま市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇に関する規則第9条第2項に基づき、適正な事務処理を行ってまいります。

【与野まちづくり事務所】

不足分の有給休暇日数を付与しました。今後は、さいたま市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇に関する規則第9条第2項に則り適正な事務処理を行ってまいります。

【岩槻まちづくり事務所】

- (3) 指摘事項について、所属職員に周知し、適切に事務処理を行うよう指導しました。今後は、地方自治法施行令第143条第1項第3号に基づき、適正な事務処理を行ってまいります。

【浦和駅周辺まちづくり事務所】

3 財産管理事務

令和3年度執行分より同様の決裁手続において、さいたま市事務専決規程別表等を添付し専決権者を複数人で確認することで、さいたま市事務専決規程第3条に基づいた適正な

<p>務処理を行うべきである。 【自転車まちづくり推進課】</p> <p>4 行政事務（行政監査） 行政財産等の使用許可手続について（意見） 行政財産及び施行者管理地の管理において、使用期間の始期より遅れて許可を行っている事例が見受けられた。これは、使用者による申請手続の遅れ等によるものであるが、今後は、所管する公有財産等の使用状況が適正であるか確認するとともに、更新を含め使用許可等の手続漏れがないかなど組織内でのチェック体制の強化を図る必要がある。 【都市公園課】 【浦和東部まちづくり事務所】 【岩槻まちづくり事務所】</p>	<p>事務処理を行ってまいります。 【自転車まちづくり推進課】</p> <p>4 行政事務（行政監査） 行政財産等の使用許可手続について（意見） 令和2年度より使用者に対して使用期間満了通知を送付し、早期の申請を促しておりますが、今後も、組織内において公有財産等の使用状況や申請状況等に関する把握を徹底してまいります。 【都市公園課】</p> <p>新たにチェック表を作成し、今後は受付簿と併せて、適正な許可手続きや更新を含めた使用許可等の手続漏れがないかの確認を複数名で行ってまいります。 【浦和東部まちづくり事務所】</p> <p>所内会議において、所属長が職員を集め、法令順守の徹底を指示するとともに、受付簿の見直しを行い、手続きの進捗を複数人で管理できるようにしました。今後は適正な事務処理を行ってまいります。 【岩槻まちづくり事務所】</p>
---	--